公立大学法人秋田県立大学特任教員に関する規程

令和元年 7月17日 規程第60号 改正 令和3年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学の教育、研究及び地域貢献活動の一層の 充実並びに活性化を図るため、秋田県立大学(以下「本学」という。)の特任教授、特 任准教授及び特任助教(以下「特任教員」という。)の採用等に関し必要な事項を定め る。

(定義)

- 第2条 特任教員とは、秋田県立大学教員選考規程(平成18年4月1日規程第110号) に規定する教授、准教授又は助教の資格に準ずる資格を有し、かつ次の各号のいずれか に該当する者として、公立大学法人秋田県立大学嘱託職員就業規則(平成18年4月1 日規程第28号。以下「嘱託職員就業規則」という。)に基づいて採用された者をいう。 一 外部資金等により本学が組織するプロジェクトを推進するために必要と認められる
 - 一 外部資金等により本学が組織するプロジェクトを推進するために必要と認められる者
 - 二 本学の教員として在職した者で、顕著な教育若しくは研究上の業績を有し、かつ、本学の円滑な運営に貢献した者で、本学における教育研究の継続のために特に必要と 認められる者
 - 三 企業又は行政機関等の研究若しくは開発等の業務に携わった経験を有し、その高度 な専門的技術又は知識により本学の地域貢献業務の推進に必要と認められる者
 - 四 教育行政機関又は初等中等教育機関において教育行政又は教育研究に従事した経験があり、当該分野について高度な識見を有する者で、本学の教育研究の推進に必要と認められる者
- 2 前項に掲げる者のほか、本学における学術研究活動の一層の推進及び優秀な研究教育者の育成に資する目的により、本学が行う教育研究に関わる業務を分担実施できる能力を有すると認められる者として、嘱託職員就業規則に基づいて採用された者を特任教員とすることができる。

(採用の推薦)

- 第3条 特任教員の採用を希望する学部、研究科、総合科学教育研究センター、地域連携 ・研究推進センター、アグリイノベーション教育研究センター及び木材高度加工研究所 の長は、特任教員推薦書(様式第1号)により、理事長に推薦する。
- 2 理事長は自ら特任教員の採用を推薦できるものとする。

(採用等)

- 第4条 理事長は、役員会の議を経て特任教員の採用の可否及び採用する場合の職名を決 定する。
- 2 採用された特任教員は、前項の決定に基づき、特任教授、特任准教授又は特任助教を

称することができるものとする。

(職務)

第5条 特任教員は、採用時の条件に従い、教育、研究及び地域貢献に関する職務を担当 する。

(採用期間)

- 第6条 特任教員の採用期間は、1年以内とする。
- 2 理事長は、予算の状況及び勤務成績の評価に基づき採用期間を更新することができる。
- 3 前項の更新は、2回までとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は4回まで 更新できるものとする。

(職務発明)

第7条 特任教員が本学における研究業務に関連して発明等をした場合の取扱いについては、秋田県立大学職務発明取扱規程(平成18年4月1日規程第126号)の規定による。

(研究成果)

第8条 第2条第2項による特任教員は、本学における採用期間満了後1月以内に、特任 教員研究報告書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(管理監督)

第9条 特任教員の業務及び服務に係わる管理監督は、当該特任教員の所属する本部長又 は部局長が行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和元年7月17日から施行する。
 - (規程の廃止)
- 2 秋田県立大学特任教員規程(平成24年8月8日規程第165号)及び秋田県立大学 特任助教規程(平成24年10月1日規程第166号)は廃止する。
- 3 この規程の施行前に、廃止前の秋田県立大学特任助教規程第5条の規定により受入を 決定した特任助教については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月17日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

特任教員推薦書

年 月 日

(EII)

公立大学法人秋田県立大学 理事長 様

(推薦者職名・氏名)

下記の者を、秋田県立大学特任教員候補者として推薦いたします。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日 年 月 日生(満 歳)
- 3 現住所
- 4 最終学歴
- 5 略 歴
- 6 推薦理由
- 7 採用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- - /rp /
- 9 その他

[※]必要に応じて関係書類を添付してください。

[※]この用紙に書き切れない場合は、別紙を添付してください。

^{※「8}該非判定」欄は、「秋田県立大学安全保障輸出管理規程」に基づく該非判定結果を記載してください。

特任教員研究報告書

年 月 日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 様

(特任教員氏名)

(EJ)

研究の成果について、次のとおり報告します。

区分	内 容	備	考
研究課題			
研究期間			
研究成果*1*2			

- ※1 この用紙に書き切れない場合は、別紙を添付してください。
- ※2 教育に関して記載すべき事項があれば記載してください。